

## 雇用・能力開発機構の業務方法書の一部変更について（概要）

### 第1 若年者のキャリア形成支援等を行うための施設の設置運営等業務に関する規定の整備を行うこと。

私のしごと館の廃止に伴う規定の整備を行うこと。（第4条関係）。

### 第2 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正に伴う規定の整備を行うこと。

人材確保等支援助成金の見直しに伴う規定の整備を行うこと。（第10条第1項第1号関係）

### 第3 離職、転職等を余儀なくされたことにより、住宅ローン及び教育ローンの返済が著しく困難となった勤労者に対する償還期間の延長等の暫定措置の期限を延長すること。

住宅ローン及び教育ローンの返済困難者に対する暫定措置の期限を1年間延長すること（附則第8条関係）。

改正前 平成22年3月31日まで

↓

改正後 平成23年3月31日まで

### 第4 その他

- 1 施行日は、平成22年4月1日とすること。
- 2 所要の経過措置を設けること。